小郡市公告

小郡市役所庁舎外２８施設で使用する電力について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という）第１６７条の６第１項及び小郡市契約規則（平成２１年小郡市規則第７号）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月２０日

小郡市長　加地　良光

１．入札に付する事項

（１）　件　　名　　令和９年度小郡市役所庁舎外２８施設電力需給

（２）　仕　　様　　別紙「仕様書」のとおり

（３）　需給場所　　別紙「仕様書」のとおり

（４）　需給期間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（５）　予定金額　　１６８，７７３，３８１円（消費税及び地方消費税を含む）

（６）　契約電力・予定使用電力量

ア　　契約電力　　４，３４９ｋＷ（各施設合計）

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

イ　　需給期間中の予定使用電力量　　５，０５４，４７０ｋＷｈ（各施設合計）

（７）　需給電気方法等　「別添資料」のとおり

２．入札参加資格

この入札に参加する者は、開札時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る小郡市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けていることとする。

（１）令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）小郡市物品役務に係る指名業者の選定要領（平成２１年１０月１日施行）第５条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という）第２条第２号の暴力団をいう）又は、暴力団員等（暴対法第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は、法人であってその役員が暴力

団員でないこと。

（４）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）国税（法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう）、道府県税及び都税(事業税をいう)、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。

（７）入札参加資格の申請に際し、小郡市が求めた個別添付書類が提出済であること。

（８）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（９）履行開始日から送電をすることが可能な者であること。

３．受付及び入札説明書等の配布期間、方法

（１）配布期間　　公告日から令和８年１１月２０日（金）まで

（２）受付期間　　公告日から令和８年１１月２０日（金）まで

（３）取得場所　　小郡市役所本館２階　財政課又は、小郡市ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロード先は小郡市ホームページ［市政情報→入札情報］

「令和９年度小郡市役所庁舎外２８施設電力需給」について

URL：http://www.city.ogori.fukuoka.jp/

４．暴力団等排除について

小郡市暴力団等排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

入札参加資格申請の際に、暴力団排除に基づく「誓約書（別紙１）」及び「役員等調書及び照会承諾書（別紙２）」を提出しなければならない

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

５．入札参加資格の確認等

（１） 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、

この入札に参加することはできない。

ア　提出期限　　令和８年１１月２０日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、９：００から１７：００まで。

イ　提出場所　　「20.書類提出先、問い合わせ先」に同じ。

ウ　提出方法　　持参または郵送(「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る)による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

（２）提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格審査申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し。

イ　暴力団排除に基づく「誓約書（別紙１）」及び「役員等調書及び照会承諾書（別紙２）」（別紙２）には、登記事項証明書（写し可※申請日から３か月以内に発行したもの）を添付すること。

ウ　１４．入札保証金について、ア又はイのいずれかに該当する場合はその書類。

エ　競争入札参加資格審査申請書、入札、契約締結、代金の請求、受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長・出張所長等）に委任する場合は、委任状（別紙９）を提出すること。委任状は自社様式可。ただし、委任事項を（別紙９）と照合する等、内容に留意すること。また、代表者、受任者ともに押印すること。代表者は実印を押印すること。１４．入札保証金について、ア又はイのいずれかに該当する場合はその書類。

オ　納税等証明書（写し可※申請日から３か月以内に発行したもの）

（３）申請書類に基づく審査結果は、令和８年１２月１１日(金)までに競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。　郵送通知（電子メール併用）

（４）その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

６．仕様書等に対する質問

（１）質問期間　　令和８年１０月３０日(金)１７：００まで。

（２）質問方法　　質問事項を指定の質問書（別紙５）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

小郡市役所　財政課　契約・管財グループ：kanzai@city.ogori.lg.jp

（３）質問回答　　令和８年１１月１１日(水)１７：００までに質問者へメールで回答。ただし質問内容によっては、小郡市ホームページにて回答する。

７．入札説明会　　実施しない

８．入札書の記載

（１）入札書(第１号様式)に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(従量料金単価)を根拠とし、別途提示（別紙３）する１年当たりの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする(燃料費調整額・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整・再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない)。また、くじ番号についても（別紙８）を参照の上、記載すること。

（２）入札内訳書(別紙４－１)には、１ヶ月ごとの１キロワット当たりの基本料金単価、及び１キロワットアワー当たりの従量料金単価と、それぞれの基本料金、従量料金に係わる年額料金の総計を記載すること。なお、各施設の年額料金の総計は、各予定金額内訳（別紙４－２）の年額料金の総計以下とすること。

（３）入札内訳書(別紙４－１)は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。

（４）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

９．開札日時及び場所

令和９年１月１５日（金）　１０：００　　小郡市役所　本館３階　小会議室２

１０．入札に関する事項

（１）郵便による入札とする。

（２）入札に参加をする場合は、小郡市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けた者が、入札書等提出締切日内に入札書等を指定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

ア　入札書等提出締切日：令和９年１月１４日（木）（必着）

イ　指定場所：〒８３８－０１９８

小郡郵便局留　小郡市役所経営政策部財政課契約・管財グループ　行

（３）郵送する際の封筒は、入札書（入札内訳書含）を長形３号サイズの封筒に封入し、上記の締切日までに指定場所へ郵送すること。

また、封筒の表面には、入札書在中（赤字）と記入し、裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び連絡先電話番号を記入すること。（封筒記入例参照）

（４）入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（**税抜き金額**を入札書に記載すること。）

（５）入札者は、燃料費調整額・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整・再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

（６）入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。

（７）入札者が１者であっても、入札を執行するものとする。

（８）入札回数は、１回とする。

（９）一般競争入札参加資格認定通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日１７：００までに入札辞退届(別紙６)を「２０．書類提出先、問い合わせ先」の場所に提出すること。

１１．開札の立会

（１）開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。（ただし、１業者１名）

（２）立会いを希望するものは、令和９年１月８日（金）までに「20.書類提出先、問い合わせ先」に連絡すること。

（３）立会い者が２名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。

（最低立会い者を２名とする）

１２．入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後から契約締結までの間において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

（１）この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札

（２）２以上の入札書による入札。

（３）入札金額が訂正されている入札書による入札。

（４）入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。

（５）記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。

（６）民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。

（７）入札内訳書（別紙４－１）を提出しなかったもの、又は押印がないもの。

（８）その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

なお、小郡市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の確認を受けた者であっても、開札の時において「２．入札参加資格」に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記（１）に該当する。

１３．落札者の決定

（１）定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(契約は落札額を構成する単価で行う)

なお、落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書(別紙４－１)の内容を確認後に決定する。

（２）落札者となるべき者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（３）当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

１４．入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額(税込み)の 100 分の５以上の金額を「10.入札に関する事項」の（２）に記載する入札書等提出締切日までに納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る)。ただし、本市と過去２年の間に契約及び履行した実績があるものは提出不要とする。

１５．契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から６日以内にこれを小郡市長に提出しなければならない。

（１）契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書（別紙４－１）の単価とする。

（２）落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを２部作成する。

（３）「契約書」は、市、契約の相手方各１部を所持する。

１６．前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

１７．支払条件

（１）落札者は、毎月１日の０時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を別紙７に示す請求書送付先に通知するものとする。

（２）電力使用料支払者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを別紙７に示す請求書送付先に請求するものとする。

（３）電力使用料支払者は、（２）の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30 日以内に支払わなければならないものとする。ただし、落札者の供給条件に「支払い期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

１８．異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１９．その他

（１）現場説明会は、開催しない。

（２）申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

（３）提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

（４）提出された申請書等は、返却しない。

（５）提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

（６）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

（７）入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

（８）契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（９）仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。

(10) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによること。

２０．書類提出先、問い合わせ先

小郡市 経営政策部 財政課　契約・管財グループ（本館２階）担当：山川

〒８３８－０１９８

福岡県小郡市小郡２５５番地１

電話　０９４２－７３－９１０８

ＦＡＸ ０９４２－７３－４４６６

E-MAIL kanzai@city.ogori.lg.jp

※　財政課での書類等の取得、問合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、９：００から１７：００までとする。